

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 7 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い(案)」(平成 15 年 1 月 15 日公表)

2. コメント募集期間

- 平成 15 年 1 月 15 日～平成 15 年 1 月 29 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」(平成 15 年 2 月 6 日公表)

4. コメント提出者一覧

[ 団体等 ]

	団体名
CL1	社団法人 日本経済団体連合会
CL2	日本資本市場協議会

[ 個人 ( 敬称略 ) ]

	名前・所属等 ( 記載のあるもののみ )	
CL3	佐藤 純	オリックス株式会社
CL4	樽見 勝弘	日本電気株式会社

## 5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
会計処理と表示	<p><b>論点：貸借対照表上の表示について</b></p> <p><b>コメント：</b></p> <p>貸借対照表上の表示について、「従来の手形 CP と同様に『商業・ペーパー』等として記載した場合で、電子 CP の金額に重要性があるときには、電子 CP が含まれている旨及び金額を注記することが適当と考えられる」とされているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要性を判断するための根拠と客観的な基準を示すべきである。</li> <li>・ 手形 CP と電子 CP の経済的実質は同一であり、法律上、短期社債と位置付けられたことをもって、経済的実質が同一である調達手段の内訳を開示する必要性は乏しい。また、経済的実質が同一のものを電子化の有無で区分することは、投資家の混乱を招く可能性がある。</li> <li>・ 今後発行される CP は、電子 CP への全面的移行が進むことが想像され、また、商品性等で従来の手形 CP と電子 CP の経済的実質に相違は無いことから、格別に注記を求めることは適当ではない。</li> </ul>	<p>法律上の位置付けは異なるが、手形 CP と電子 CP の経済的実質は同一のものであり、電子 CP についてのみ特別に注記を求める必要性は乏しいものと考えられるため、当該箇所を削除することとした。</p>